

札幌市民交流プラザ内カフェ及びレストラン等運営業務に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

平成29年7月31日

公益財団法人 札幌市芸術文化財団

理事長 秋元 克広



記

1 契約担当部署

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階
公益財団法人 札幌市芸術文化財団 市民交流プラザ開設準備室 管理課
電話 011-242-5800

2 契約に関する事項

(1) 業務の名称

札幌市民交流プラザ内カフェ及びレストラン等運営業務

(2) 業務内容

「札幌市民交流プラザ内カフェ及びレストラン等運営業務企画競争提案説明書」のとおり

(3) 契約期間

「札幌市民交流プラザ内カフェ及びレストラン等運営業務企画競争提案説明書」のとおり

(4) 契約に至るまでの方法

ア 公募型企画提案参加者の募集及び受付

イ 実施委員会による審査（書類審査及びヒアリング審査）

ウ 一定の得点を獲得した企画提案者のうち、最も優れた企画提案者を契約候補者として選出

エ ウで選出された契約候補者と所定の手続きを経て、契約を締結

なお、公募型企画提案の応募方法及び提出書類の詳細については、「札幌市民交流プラザ内カフェ及びレストラン等運営業務企画競争提案説明書」による。

3 参加資格

企画提案者は、以下の要件の全てを満たすこと。

(1) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。

(2) カフェ又はレストラン等飲食店の営業を5年以上継続していること。

- (3) 過去3年間に食品衛生法等関係法令による行政処分を受けたことがないこと。また、外部の衛生管理会社による定期的な衛生検査を行うなど、これらの法令を遵守する管理体制を敷くことができること。
- (4) 過去3年間に労働法違反における行政指導を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (6) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (7) 札幌市契約規則第2条第1項又は第2項の規定により一般競争入札に参加することができない者に該当しないこと。

4 企画競争提案説明書及び仕様書の交付方法

札幌市民交流プラザホームページにて公開する。